

## 付録1 加算額一覧（令和6年1月現在）

### （1）特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が対象の加算

名称	加算額	備考
地域生活支援拠点等相談強化加算	700 単位/回	月4回を限度
地域体制強化共同支援加算	2,000 単位/回	月1回を限度

### （2）一般相談支援事業所（地域移行支援）が対象の加算

名称	加算額	備考
障害福祉サービスの体験利用加算（「体験の機会・場の提供」の機能を担う場合）	500 単位/日	初日から5日目まで
	250 単位/日	6日目から15日目まで
体験宿泊加算（「体験の機会・場の提供」の機能を担う場合）	体験宿泊加算（Ⅰ） 300 単位/日、地域生活支援拠点等の場合は+50 単位/回	一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合
	体験宿泊加算（Ⅱ） 700 単位/日、地域生活支援拠点等の場合は+50 単位/回	夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行い、一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合

### （3）一般相談支援事業所（地域定着支援）が対象の加算

名称	加算額	備考
緊急時支援費（Ⅰ）	712 単位/日、地域生活支援拠点等の場合は+50 単位/回	

### （4）短期入所事業所が対象の加算

名称	加算額	備考
地域生活支援拠点等に係る加算	100 単位/日	緊急時の受け入れに限らず利用を開始した日に加算

### （5）訪問系サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）が対象の加算

名称	加算額	備考
緊急時対応加算	100 単位/回、地域生活支援拠点等の場合は+50 単位/回	月2回を限度

(6) 自立生活援助事業所が対象の加算

名称	加算額	備考
緊急時支援加算 (I)	711 単位/日、地域生活支援拠点等の場合は+50 単位/回	

(7) 施設入所支援事業所が対象の加算

名称	加算額	備考
体験宿泊支援加算	120 単位/日	

(8) 日中活動系サービス事業所（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、）が対象の加算

名称	加算額	備考
障害福祉サービスの体験利用支援加算 （「体験の機会・場の提供」の機能を担う場合）	500 単位/日、地域生活支援拠点等の場合は+50 単位/回	初日から 5 日目まで
	250 単位/日、地域生活支援拠点等の場合は+50 単位/回	6 日目から 15 日目まで